

山梨県立中央病院清掃業務標準仕様書

清掃業務の範囲及び明細は次のとおりとするが、現地の状況に応じ、軽微なものは本書に記載されない事項であっても、甲が美観上又は建物管理上必要と認めた清掃作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

I 清掃方法

清掃は、次に掲げる日常清掃と定期清掃等を合わせて実施するものとする。

1 日常清掃

床清掃の主たる内容について別紙に定める日程及び回数により次の要領で実施する。

なお、詳細部分の清掃については別に定める方法により実施するものとする。

- ① 塩ビ系タイル床…… 床面をフロアダスターで集塵し、必要に応じてワンタッチモップで拭き
リノリウム床 上げる。
人造研出床
- ② じゅうたん床…… 真空掃除機等で清掃する。容易に除去できるしみについては、
しみ取り剤を用いてしみをとる。
- ③ タイル床…… 床面を自在ホオキで掃き、水モップで拭き上げる。
- ④ モルタル床…… 塩ビ系タイル床に準ずる。
- ⑤ 床清掃その他…… 必要に応じてワックスの剥離及び塗布を実施する。

2 定期清掃

別紙に定める日程及び回数を次の要領で実施する。

- ① 塩ビ系タイル床…… 中性洗剤を用い、ポリッシャーで洗い、適正ワックス(樹脂ワックス)
リノリウム床 を塗布しポリッシャーで磨く。
人造研出床…… 洗剤とクレンザーを用いて洗い、洗浄後モップで拭き上げる。
- ② じゅうたん床…… 真空掃除機で吸引し、汚れがひどい場合床面を中性洗剤で洗浄、吸
水し毛並みをそろえる。
- ③ モルタル床…… 塩ビ系タイルに準ずる。
- ④ その他……甲の指示により床面洗浄の際、殺菌剤の塗布(薬剤は甲が支給する)を行う。

3 窓ガラス清掃

機械室を除く全てのガラス面を年2回、次の要領で実施する。

- ① ガラス面に中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。
- ② ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ③ ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。

4 網戸清掃

網戸の除塵を年2回、実施する。

II 清掃基準

- 1 日常清掃……別表(総合清掃)に記載された箇所を毎日行う。
- 2 定期清掃……別表(定期清掃)に記載された箇所を指定回数行う。
- 3 外回りの清掃 (PFI業者管理施設を除く。)

イ 構内を巡回し粗ゴミを拾う。

ロ 屋上庭園を巡回し粗ゴミを拾う。

4 作業時間等

清掃作業は、原則として午前7時から午後6時までの間に実施するものとし、乙は他の病院業務の支障とならないように作業時間の調整をするものとする。また、上記時間帯外において作業を行う必要がある場合においては、事前に甲の承認を受けるものとする。

1日数回清掃することが規定されている清掃箇所については、各回の作業時間の間隔を十分に考慮するものとする。

定期清掃については、清掃箇所毎の利用状況に応じて、平日若しくは休診日に実施するものとし、実施計画の作成にあたっては、甲と十分協議するものとする。実施計画については翌月の作業箇所、作業内容を甲に提出し、作業内容は同月中に実施すること。作業が予定通り実施できない場合は同月中に実施出来るように調整し、甲に報告すること。月の作業予定は変更があったとしても残作業がないようにすること。3年間で別紙に定める回数を実施し、作業変更時にも対応可能な人員配置をすること(日々の業務は最低3名程度)。

III 可燃物・不燃物・資源物等の集積処理

1 地階から9階までの各階の可燃物・不燃物・資源物の収集搬出

病室等のゴミ箱のゴミは、清掃作業員が回収し、指定のゴミ置き場等に収集する。

収集したゴミについては、毎日定期的に巡回(2回/日)による回収を行う。

回収した可燃物・不燃物・資源物等については、所定の集積場所まで搬出し、甲が指定する種類毎に所定の場所に保管し、集積場所の整理、整頓、清掃を励行すること。

2 回収した資源物等の再資源化に必要な作業

回収した段ボール箱のうち解体されずに回収されたものについては、集積場所で解体し、集積場所のスペース確保に努めること。また、解体された段ボールについては、必要に応じ適

量をビニール紐で縛り、資源物としての回収に努めること。

新聞・雑誌については、種類毎に適量に束ね、ビニール紐で縛り、資源物としての回収に努めること。

分別回収したペットボトルについては、中身を空にして、キャップとラベルを外し、つぶしてから所定の場所に保管すること。

回収したビン・カンについては、集積場所でビン、カンの種類毎に分別し直し、資源物としての回収に努めること。

乙は、資源物の再資源化のための処理の効率化を図るため必要と認めるときは、回収方法等について意見を述べるができるものとする。

3 可燃物・不燃物・資源物等の収集容器の清掃

容器の清掃は汚れた都度実施する。

容器にビニール袋を使用する場合は、甲の負担とし公営焼却場指定の物を使用する。

4 感染性廃棄物容器の配付及び回収

感染性廃棄物は速やかに専用の集積所に回収し、保管については確実に施錠する。

感染性廃棄物収集運搬業者の搬出時には、数量・搬出状況を確認し甲に報告する。

5 中央集塵装置の清掃及び維持管理

中央集塵装置の内容物処理、フィルター清掃・交換

清掃ユニットの保全管理

インレット弁の保全管理

IV 実施計画

乙は、日常清掃、定期清掃、窓ガラス清掃及び網戸清掃の実施計画書を策定し、速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。また、甲が別途作成を依頼する業務内訳書等についても、速やかに対応すること。

V その他作業

次に掲げる事項についても実施する。

- 1 病院入口マットの清掃(1日1回以上)。
- 2 各階廊下・階段の手摺の清拭。エスカレーター手摺りの清拭(1日2回以上)。
- 3 共用部分の紙屑容器等の内容物の処理。
- 4 便所のトイレトーパー等(甲が支給する。)の補充。
- 5 洗面所の流し台、鏡面の清掃(流しは排水口も含め、ステンレス製では無く、薬品を扱わない)

ものが対象)。

- 6 窓枠結露の拭き取り(冬季)
- 7 エレベーター籠内のガラス面、床面、カガミ等清掃。
- 8 建物内のガラス壁面等の清掃(2階吹き抜け部分(バルコニーガラス)を含む)(毎月)。
- 9 アトリウムトップライトガラスの清掃(毎月)。ただし、トップライトガラスの内側に関しては甲乙にて協議すること。
- 10 建物外部にある非常階段等の清掃。
- 11 現場責任者は毎日、清掃状況を確認し、清潔が保たれているか確認すること。

VI 連絡体制

- 1 本業務の現場責任者は甲が貸与するPHSまたはポケベルを清掃業務中、常に携帯し、甲と連絡をとれる状態を保つこと。
- 2 乙は本仕様書及び別紙に定める清掃箇所において、汚れを発見した場合又は汚れている旨連絡を受けた場合には速やかに清掃すること。

VII 作業員の安全管理及び研修

1 作業員への予防接種等の実施

- ① 本委託に従事する作業員については、病院の清掃業務の特殊性から、新規に従事する全作業員に対して、乙の責任のもと、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘(水疱瘡)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員については、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。
- ② 乙の責任のもと、毎年、清掃業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチンを接種させること。
- ③ 作業員の予防接種を含めた健康管理状況を、月1回以上、監督員へ報告すること。

2 作業員への研修の実施

- ① 病院の清掃業務の特殊性から作業に従事する全作業員に対し、病院清掃受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させるとともに、その結果を監督員へ報告すること。なお、新規の作業員については、業務開始前に社内研修を実施しておくとともに、その結果を監督員へ報告すること。
- ② 感染対策について看護補助職員を対象にした院内研修及び医療安全対策室若しくは、感染対策室による研修をそれぞれ年1回以上、受講させるとともに、受講に伴う勤務時間外の対応となった場合の作業員への金銭的補償を行うこと。

使用用途別の清掃方法詳細

1 診察室・処置室(外来中待合を含む)及び病室等

- ① イス、テーブル及びキャスター付き物品で移動できるものは移動して作業を行い、終了後は元の位置に戻しておくこと。
- ② ベッドの下等は、現場の責任者に確認し、清掃を行うこと。
- ③ イス、ソファー、テーブル等は水拭きとし、汚れに応じて洗剤を使用すること。
- ④ 診察室、処置室、病室の洗面台は水拭きとし、適宜洗剤で洗浄し常に清潔を保持すること。
- ⑤ 病室内トイレは水拭きとし、適宜洗剤で洗浄し、消耗品(トイレットペーパー)を補充すること。
- ⑥ 冬季は窓枠の結露があるため、拭き取りを行うこと。
- ⑦ 診察室・処置室及び病室の入口扉は汚れに応じて適宜洗浄すること。
- ⑧ 病室内は、中央集塵装置を活用し防塵に努め、必要に応じ汚染箇所を水拭き又は洗剤で除去し樹脂ワックス補修を行うこと。
- ⑨ 床面がカーペットの場合は、集塵装置等で防塵清掃すること。
- ⑩ モップの使用にあたっては、各清掃箇所にモップ清拭面積等を甲乙協議のうえ設定するものとし、モップの糸ラグについては適宜取り替えるものとする。また、使用済みのモップについては、洗濯・消毒・乾燥させた後に使用するものとする。

2 器材室・リネン室

- ① キャスター付き物品で移動できるものは移動して行き、終了後は元の位置に戻しておくこと。
- ② 床面はモップ又は中央集塵装置を活用し防塵に努め、必要に応じ汚染箇所を水拭き又は洗剤で洗浄し樹脂ワックス補修を行うこと。

3 トイレ・洗面所・洗浄室(汚物処理室)

- ① 床面は自在ホウキ等により防塵清掃し、必要に応じて汚染箇所を水拭き又は洗剤で洗浄すること。
- ② 便器、洗面台、流し台、タイル等は適正洗剤で洗浄し、乾布で拭き仕上げ、常に清潔に保つこと。
- ③ ウォシュレットは水拭きを行い、適宜中性洗剤で清掃し、乾布で拭き上げること。また、便器用の酸性洗剤が付着した場合は直ちに拭き取ること。
- ④ トイレットペーパーは適宜補充すること。
- ⑤ 汚物缶の内容物は処理すること。

- ⑥ 落書きは発見次第直ちに消すこと。消すことができない場合は施設管理担当に報告すること。
- ⑦ 汚れを発見した場合又は汚れている旨連絡を受けた場合には、速やかに清掃すること。

4 浴室・ユニットシャワー等

- ① 壁面はタオル等で水拭きし、乾布で拭き仕上げる。カビ等、汚れが酷い場合は、洗剤等を用いて汚れを落とすこと。
- ② 床面はモップで水拭きし、乾布で拭き仕上げる。カビ等、汚れが酷い場合は、洗剤等を用いて汚れを落とすこと。
- ③ 浴槽はスポンジで洗剤等を用いて洗浄すること。
- ④ 排水口及びその付近にある髪の毛等のゴミは取り除くこと。
- ⑤ 脱衣所の床面は、掃き掃除した後、モップで水拭きし、乾布で仕上げる。洗面台等は、タオルで水拭きし、乾布で拭き仕上げる。

5 内視鏡センター・放射線部・薬剤部・管理部門

- ① 床面は自在ホウキ・モップ・中央集塵装置等により防塵清掃し、必要に応じて汚染箇所を水拭き又は洗剤で洗浄すること。
- ② 床面がじゅうたんの場合は中央集塵装置等により防塵清掃すること。
- ③ イスやキャスター付き物品等で移動できるものは移動して行い、終了後は元の位置に戻しておくこと。
- ④ 床面等で汚れを発見した場合は速やかに清掃すること。
- ⑤ 流し台等の水回りは適正洗剤で洗浄し、乾布で拭き仕上げ、常に清潔に保つこと。

6 中央手術室・中央滅菌室・無菌室等

- ① 清潔区域の清掃にあつては、ガウンテクニックを適切に行い、清潔を保持する。
- ② 清掃用具は、搬入時に清拭殺菌する。又は専用用具を準備し混在しないよう配慮すること。
- ③ 床清掃は、中央集塵装置を使用することを基本とし、使用することのできない場所にあつては高性能フィルター付の真空掃除機を使用し、塵埃の飛散を最小限に押さえること。
- ④ ③の後、清潔なウェットモップで拭きあげること。
- ⑤ OP1～10、心臓カテーテル室の床清掃は無し。ただし各室入口ドアノブ、手摺、照明スイッチ、ドア開閉パネルのみ清拭すること(上記の清掃用具に関しては甲が用意する)。

- ⑥ 各手術室及び心臓カテーテル室については、事前に現場を確認し、毎月1回以上自動洗浄機による清掃を行うこと(定期清掃)。
- ⑦ 中央滅菌室内の洗浄室側エレベーターについては、床面の湿式清掃を行うこと。
- ⑧ 詳細の清掃順序、内容については、事前に打ち合わせを行い、最良な方法で行うこと。

7 共通部分(エントランスホール・廊下・階段等)

- ① 床面は中央集塵装置を活用し防塵に努め、必要に応じ汚染箇所を水拭き又は洗剤で洗浄し、樹脂ワックス補修を行うこと。
- ② 待合イス、テーブル等及びキャスター付き物品で移動できるものは移動して行き、終了後は元の位置に戻しておくこと。
- ③ イス、ソファ、テーブル等は水拭きとし、汚れに応じて洗剤を使用すること。
- ④ 入口等に設置されている防塵マットは、掃除機又は中央集塵装置で防塵清掃する。また、天候に応じて清掃回数を調整し常に清潔を保持すること。
- ⑤ 手摺(エスカレーター手摺を含む)、扉のノブ等は水拭きとし、汚れに応じて洗剤を使用すること。また、金属部分は適正研磨剤で磨き乾布で仕上げること。
- ⑥ 2階吹き抜け(ガラスバルコニー)は水拭きとし、汚れに応じて洗剤を使用すること。
- ⑦ 汚れに応じて高所の防塵を行うこと。

8 バルコニー、ベランダ、庭園等

- ① バルコニー、庭園は掃き清掃をすること。
- ② バルコニー、ベランダの手摺及びガラス板等は水拭きをすること。

9 アトリウムトップライト屋根ガラス

- ① トップライトに付随するメンテラダー(作業ハシゴ)を使用し、モップ等で水拭きすること。

10 その他

- ① 屑入れ等の汚物、ごみ等は指定場所まで搬出すること。
- ② 屑入れ(蓋を含む)等は適宜水洗いすること。
- ③ 感染性廃棄物用の屑入れ(メスキュード缶等)を常にナースステーション等の所定の場所に配置すること(メスキュード缶は甲より各設置箇所毎の適正数を指示する)。
- ④ 感染性廃棄物(メスキュード缶等)を定期的に収集し、指定する場所まで搬出すること。
- ⑤ 感染性廃棄物(メスキュード缶等)の収集及び搬出中は廃棄物の散乱、搬送カートの運転に

は十分注意し、患者、職員の迷惑とならないこと。

- ⑥ 感染性廃棄物(メスキュード缶等)の保管については、施錠保管とすることとし、取扱いには十分注意すること。

部門別清掃面積集計表について

I 床面状況

当該場所床の仕上げ状態を1～5で表示する

- 1 ビニルタイル・長尺塩ビシート・天然リノリウム（病棟、廊下 等）
…… 表面が平らであり清掃が容易であるもの
- 2 タイルカーペット・カーペット（医局、管理局、薬局前 等）
…… 表面が毛又は布状のもの
- 3 磁器質タイル・磨き石材（ロビー、ホール）
…… 磁器又は石材のもの
- 4 コンクリート床・モルタル床
- 5 ウレタン防水材床・畳敷き・縁甲板・フローリング（木床組）等
…… 上記以外のもの

II 清掃方法

清掃する業務内容を3段階で表示する。

- 1 総合清掃 …… 日常清掃及び定期清掃を総括したもの
- 2 定期清掃 …… 日常清掃を行わず定期清掃のみを実施するもの
- 3 日常清掃 …… 清掃を実施するもの

III 清掃回数

3段階に分け清掃回数を表示する。

- 1 毎日清掃 …… 毎日清掃しその年間清掃日数を日常回数に表示する。
(汚れの激しい場所、指定する場所について1日数回清掃するものを含む。)
- 2 週2回清掃 …… 毎週2回清掃しその年間清掃日数を定期回数に表示する。
- 3 月1回清掃 …… 月1回清掃しその年間清掃日数を定期回数に表示する。

IV その他

面積集計表及び平面図の室名表示については、設計当初の表示となっているため、清掃作業に当たっては完成後の室名に置き換えること。

害虫等防除標準仕様書

この標準仕様書は、山梨県立中央病院(以下「甲」という。)が委託する業務(以下「委託業務」という。)について、委託業務の履行に必要な詳細事項を定めるものとし、受託業者(以下「乙」という。)は、委託業務契約書によるほか、この標準仕様書に基づき、適正に業務を履行しなければならない。

1 業務の範囲

山梨県立中央病院内のねずみ及び昆虫類(以下「害虫等」という。)の防除

2 基本的留意事項

害虫等の防除作業は、殺鼠剤や殺虫剤等の薬剤使用による人体への健康影響や自然環境への負荷を低減するため「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤を散布することは行わないこととし、次の事項に留意するものとする。

- (1) 定期的な(1回/月程度)生息実態調査等により、害虫等の発生(生息)状況を把握し、発生(生息)が確認された場合は、まず、罠による捕殺などの物理的な方法による防除に努める。
- (2) やむを得ず薬剤散布による防除を行う場合は、まず、毒餌、誘殺、塗布等の薬剤散布以外の方法による防除に努め、薬剤の散布量、散布範囲等を必要最小限とし、特に次の事項を遵守すること。

ア 使用する薬剤は、薬事法に基づき厚生労働大臣の承認を受けた医薬品又は医薬部外品とする。なお、内分泌かく乱作用が疑われる物質を含む医薬品又は医薬部外品は、その作用が明確になるまで使用しないこと。

イ 使用する医薬品又は医薬部外品の容器・包装等に記載された適用害虫等の範囲、用法・用量など使用上の注意を遵守する。

ウ 作業者は保護メガネやマスク等の防護具を着用する。

エ 施設の利用者及び利用者に薬剤散布による健康影響を及ぼさないよう、薬剤の名称・種類、散布日時など安全確保上必要な情報を事前に周知するとともに、薬剤散布時及び散布後の立ち入り制限や換気など、十分な安全確保対策を講じる。

3 業務の内容

(1)防除作業計画の作成

乙は、防除対象施設の構造設備や衛生状態等、総括的な環境調査を行うとともに、トラップによる捕獲調査、目視調査、聞き取り調査等により防除対象範囲を絞り込み、害虫等の

管理基準、生息実態調査等の方法、害虫等の発生(生息)を確認した場合の対処法など具体的な防除作業計画書を作成するものとする。

(2) 生息実態調査

乙は、防除作業計画書に基づき、定期的にトラップ調査、目視調査、聞き取り調査等を行い、害虫等の生息実態を調査するものとする。

(3) 物理的な防除

乙は、生息実態調査により、害虫等の発生(生息)が確認された場合、粘着トラップ等による物理的防除を行うものとする。

(4) 薬剤による防除

乙は、物理的な防除では効果が現れない場合、次のアからオについて、甲と協議し薬剤による防除を行うものとする。

ア 使用薬剤の名称、種類

イ 使用(散布)の状況

ウ 使用(散布)の範囲

エ 使用(散布)の予定量

オ 薬剤使用(散布)における安全確保対策の内容

4 防除作業計画書及び作業実施報告書の提出

乙は、契約締結後、速やかに環境調査等に基づき策定した防除作業計画書を甲に提出し、承認を得るものとする。

また、防除作業を実施したときは、速やかに作業実施報告書を甲に提出するものとする。

5 臨機の措置

甲は、防除作業計画書に記載された作業について、必要と認める場合は、乙と協議し、繰り上げ、又は延長等所用の措置を求めることができるものとする。

6 負担区分

防除作業に必要な電気、水等は甲の負担とし、防除等の作業に必要な薬剤及び機器類は乙の負担とする。

7 その他

(1) 薬剤使用(散布)に伴う人体への健康影響防止などの安全管理対策は、甲・乙協議の上で策定し、乙の責任において実施するものとする。

(2) この仕様書に記載されていない事項及び記載事項の解釈等に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

運用上の留意事項

1 防除作業の施設区分

施設区分	対象害虫等
① 厨房、食品倉庫、ゴミ置場	ネズミ、ゴキブリ、ハエ など
② 病棟、給湯室(リノリウム床)	ネズミ、ゴキブリ、ハエ など
③ 事務室(カーペット床)、多目的ホール 等	ゴキブリ、ダニ など
④ サービスヤード	ネズミ、ゴキブリ、ハエ、カ など
⑤ 地下免震層	ネズミ、ゴキブリ、ハエ、カ など

2 防除作業の手順

(1) 環境調査

防除対象施設の構造設備、衛生状態を調査し、害虫等の発生要因や進入防止に必要な改善事項を確認する。

(2) 生息実態調査

環境調査結果に基づき、施設区分ごとに目視、粘着トラップ、聞き取り等により害虫等の生息状況を確認する。

ア 目視調査は、害虫等の生体・糞・足跡の有無のみならず、ラットライン(ネズミの通り道に付着する黒い汚れ)、ローチスポット(ゴキブリの集まる箇所が付着する糞や体液の汚れ)などの生息の証跡を総合的に判断する。

イ トラップ調査において、粘着トラップを設置する場所は、害虫等の習性をふまえ、施設の環境や構造の調査、目視調査、聞き取り調査の結果等に基づき適切な場所に設置する。

ウ 聞き取り調査は、施設利用者等から害虫等の生体を見かける頻度・量、被害の有無及びその程度を確認する。

エ 各調査は、害虫等の習性について専門の知識を有するものが行うものとする。

(3) 屋外調査

屋外に害虫等の発生要因がないか点検する。

(4) 防除計画

環境調査、生息実態調査、屋外調査の結果に基づき、施設区分ごとに防除対象害虫等の管理基準、害虫等が発生した場合の防除方法など総合的な防除計画を作成する。

なお、構造設備、清掃状況、施設利用上の改善等が必要な場合、施設管理者に改善事項の具体的提案を行う。

(5) 防除作業

防除計画書に基づく定期点検を行い、害虫等の発生予察をするとともに、害虫等の発生(生息)を確認した場合に、特記仕様書の基本的留意事項を遵守した防除を行う。

ただし、厨房等「施設区分①」については、毎月1回防除を行うこと。

- ア 薬剤の名称、種類(防除対象害虫等に効能・効果があること)
- イ 使用(散布)の方法(希釈等の方法・用量は適切であること)
- ウ 使用(散布)の範囲(必要最小限の範囲であること)
- エ 使用予定量(必要最小限の使用量であること)
- オ 薬剤使用(散布)における安全確保対策の内容
 - ア) 薬剤使用(散布)の事前措置(事前の周知方法が適切であること)
 - イ) 薬剤使用(散布)時の措置(暴露防止対策等が適切であること)
 - ウ) 薬剤使用(散布)後の措置(立ち入り制限等が適切であること)
 - エ) その他(使用場所の制限等が遵守されていること)

※ やむを得ず薬剤による防除を行う場合、薬剤の容器・包装の表示、添付文書又はMSDS(製品安全性データシート)などから安全確保対策上必要な情報を確認の上、施設管理者と協議を行う。

(6) 事後措置

防除作業の効果が不十分であった場合には、再度必要な防除作業を行うこと。

(7) 定期点検

目視点検、生息調査等により定期的に害虫等の生息状況を確認する

3 その他参考事項

(1) 定期点検回数

- ア 全体調査 防除対象施設全体について6ヶ月ごとに1回。年間計2回
- イ 部分調査 施設の内、食品を扱う区域及び排水槽、グリストラップ及びゴミ置き場等、特に害虫が発生(生息)しやすい箇所については毎月1回。

(2) 害虫等の防除法

- ア 捕殺 害虫等がよく活動する場所などに粘着トラップを設置し捕殺する。
- イ 誘引捕殺 フェロモントラップなどで害虫等を誘殺する。
- ウ 毒餌 害虫等がよく活動する場所などに毒餌(ホウ酸等)を設置し駆除する。
- エ 薬剤塗布 害虫等の通り道などに局所的な薬剤塗布を行い駆除する。
- オ 薬剤散布 散布器等を使用し、薬剤により駆除する。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。